

告 示

埼玉県告示第千三百十一号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市及びその周辺

四 作業期間

令和六年十一月二十五日から令和七年三月十日まで